

いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	令和6年11月に学内グループウェアで学内教職員に、「いじめ」の定義および本校におけるいじめ防止対策の取り組みについて周知した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ防止等対策ポリシーを周知している。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	年間7回のいじめ対策委員会を開催し、情報共有や対応方針を協議するほか、いじめが疑われる案件があった場合には、臨時の「いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	昨年度に引き続き定期的に開催し、アンケートや事案の発生に応じて柔軟に開催している。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年11月に学内グループウェアで学内教職員にいじめに関する研修動画を視聴するよう通知した。	昨年度に引き続き、自殺予防対策も兼ねたメンタルヘルスケアの講演を実施するとともに、外部機関の研修動画を視聴した。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和6年11月に学内グループウェアで学内教職員に、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ対策委員会の職務内容等を周知している。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	令和6年3月に令和6年度はいじめ防止プログラムを策定した。 令和6年11月に学内グループウェアで学内教職員に、いじめ防止プログラムについて全教職員に周知した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対して学校いじめ防止プログラムを周知している。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	教職員が学生の異変に気付いた場合、学内グループウェアで情報共有し、いじめが疑われる案件については、いじめ対策委員会で協議した。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ対策委員会へ報告することを周知している。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	令和6年11月に学内グループウェアで学内教職員に「重大事態」の定義について全教職員に周知し、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	学内グループウェアを利用し、教職員に対していじめ防止等対策ポリシーを周知している。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	学内グループウェアにおいて、学生の情報を即座に共有できる体制を構築している。	グループウェア及び議事録により、関係者への連絡及び情報共有を行っている。	—
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年2月に令和6年度の取組を振り返り、その振り返りを反映して令和6年度はいじめ防止プログラムを作成した。	年度末に「いじめ対策委員会」を開催し、次年度のプログラムについて改正及び修正すべき点を検討している。	令和8年2月
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめアンケート(5月・10月)、高専生活に関するアンケート(10月)、学生支援アンケート(10月)を実施し、いじめ対策委員会等で情報共有を行った。	今年度においても、4回以上のアンケートおよび面談を実施し、各部署での情報共有を行った。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	高専高度化経費でスクールソーシャルワーカーを雇用し、いじめ対策委員会の構成員の一人として学生に関する情報を共有している。	本校の雇用するスクールソーシャルワーカーについて、いじめ対策委員会のメンバーとして協力頂いている。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和6年5月に1・2年生のロングホームルームでいじめに関する講演を実施した。 また、令和6年11月に部の代表者、学生会役員、寮生役員を対象として自殺予防サポーター研修を実施した。	ロングホームルームの時間を利用していじめに関する基礎講座を実施し、昨年度に引き続き、自殺予防サポーター研修を実施している。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	担任と学生が1人ずつ行う学生支援ミーティングや、学生主事によるいじめに関する講演(5月)を行い、いじめに関する理解を深める取組を行っている。	担任およびチューターによる学生支援ミーティングを行い、いじめに関する理解および早期発見に努めた。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	令和6年11月に自殺予防サポーター研修を実施し、学生自らが周囲の学生の変化に気付く重要性を教育している。	クラブの代表者や指導寮生を招集して左記研修を実施し、いじめや自殺を防止するための意識付けを行っている。	—
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	令和6年11月に、ホームページで本校のいじめ防止対策について公開し、保護者の理解を得よう努めた。	今年度においても、ホームページ上の情報公開を予定している。	—
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめが認知された場合、いじめ対策委員会による解決に向けた対応方針を、被害・加害の双方の保護者に伝えることを徹底している。	昨年度に引き続き、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	—
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	スクールソーシャルワーカーを通じ、阿南市いじめ問題等対策連絡協議会および徳島県いじめ問題等対策審議会と連携・協力体制を築いている。	引き続き、地方自治体や若者支援機関との連携を続ける。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	犯罪行為に該当することが疑われるいじめ案件については、警察等と連携し、捜査に協力することを徹底している。	地元警察に限らず、弁護士事務所との協力体制も構築できている。	—